

地方独立行政法人埼玉県立病院機構契約事務取扱規程

令和3年4月1日
規程第42号

(目的)

第1条 この規程は、地方独立行政法人埼玉県立病院機構会計規程（以下「会計規程」という。）に基づき、地方独立行政法人埼玉県立病院機構（以下「法人」という。）が締結する契約に係る事務に關し、必要な事項を定めるものとする。

(契約締結等の制限)

第2条 次の各号に掲げる契約については、理事会の議決を経て理事長が締結するものとする。

- 一 地方独立行政法人埼玉県立病院機構の重要な財産を定める条例（令和2年埼玉県条例第52号）に該当する財産の売却、譲渡又は担保としての提供
- 二 上記のほか、理事長が指定するもの

(一般競争入札の参加者の資格)

第3条 法人が行う一般競争入札に参加できる者は、埼玉県の「建設工事請負等競争入札参加資格者名簿」又は「物品等競争入札参加資格者名簿」に登載された者とする。なお、契約責任者（会計規程第46条第3項に規定する契約責任者をいう。以下同じ。）は、これらの名簿に登載されていない者を入札に参加させようとするときは埼玉県の競争入札参加資格審査に必要な書類を提出させることにより、参加資格を得ている者とみなすことができる。

- 2 契約責任者は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。
 - 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
 - 二 破産手続の開始を受けて復権を得ない者
 - 三 公告日から落札決定までの期間に埼玉県又は法人から入札参加停止等の措置を受けている者。
 - 四 公告日から落札決定までの期間に埼玉県又は法人から入札参加除外措置を受けている者。
- 3 契約責任者は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も、また同様とする。
 - 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - 二 競争入札において、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - 四 会計規程第48条第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
 - 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
 - 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者

を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。
(一般競争入札の公告)

第4条 一般競争入札の公告は、入札期日(入札書の受付期間を定めて行う入札にあっては、当該受付期間の末日。以下同じ。)の10日前までに、法人のホームページへの掲載その他の方法により行わなければならない。ただし、急を要する場合においては、その期間を入札期日の5日前までとする。

2 公告する内容は、次に掲げる事項とする。

- 一 入札に付する事項
- 二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- 三 入札金額の見積に必要な図書等の配布書類等を示す場所
- 四 入札執行の場所及び日時
- 五 入札保証金及び契約保証金に関する事項
- 六 入札の無効に関する事項
- 七 その他必要な事項

(一般競争入札の入札保証金)

第5条 会計規程第43条第1項に規定する一般競争入札に係る入札保証金の率は、入札に参加しようとする者の見積もる契約金額の100分の5以上とする。

2 会計規程第43条第2項に規定する入札保証金に代える担保の提供及び提供される担保の価値は次の各号に定めるところによる。

- 一 国債及び地方債 債権金額
- 二 政府の保証のある債券 額面金額又は登録金額(発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価額)の8割に相当する金額
- 三 銀行等が振出し又は支払保証をした小切手 小切手金額
- 四 銀行等が引受け、保証又は裏書をした手形 手形金額を一般の金融市場における手形の割引率によって割り引いた金額
- 五 銀行等に対する定期預金債権 当該債権証書に記載された債権金額
- 六 銀行等の保証 その保証する金額
- 七 保証事業会社の保証 その保証する金額

3 一般競争入札の入札保証金は、入札の終了後、これを還付する。ただし、落札者に係る当該入札保証金は、当該落札者について納付すべき契約保証金がある場合は、これに充当するものとする。

(入札保証金の免除)

第6条 次に掲げる場合には、一般競争入札の入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- 一 入札に参加しようとする者が、保険会社との間に法人を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- 二 入札に参加しようとする者が銀行等又は保証事業会社と契約保証の予約をしたとき。
- 三 入札に付する場合において、第3条に規定する入札参加資格を有する者で種類及び規模をほぼ同じくする契約を、当該年度を含め過去5年度以内に2回以上全て誠実に履行したものについて、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- 四 その他前号に準ずる場合であると、理事長が認めるとき。

(予定価格)

第7条 一般競争入札に付する場合においては、予定価格調書により予定価格を定め、これを封書にし、開札の際これを開札場所に置かなければならない。

- 2 予定価格は、一般競争入札に付する事項の価格の総額について定めなければならない。ただし、一定期間継続して行う製造、修繕、加工、売買、供給、使用等の契約においては、単価についてその予定価格を定めることができる。
- 3 予定価格は、取引価格、需給の状況、履行の難易、契約数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して定めなければならない。
- 4 予定価格は、補助職員が作成した設計額、調査によって得た見積額等により、地方独立行政法人埼玉県立病院機構会計実施規程（以下「会計実施規程」という。）別表第4の決裁区分に掲げる者が定めるものとする。

（最低制限価格による落札者の決定）

第8条 契約責任者は、一般競争入札により工事又は製造その他についての請負契約を締結しようとする場合において、当該契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認めるときは、あらかじめ最低制限価格を設けて、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもつて申込みをした者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもつて申込みをした者のうち最低の価格をもつて申込みをした者を落札者とすることができる。

- 2 契約責任者は、最低制限価格を設けたときは、第7条第1項に規定する予定価格調書にこれを記載し、又は記録しなければならない。

（低入札価格調査基準価格による落札者の決定）

第9条 契約責任者は、一般競争入札により工事又は製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合において、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもつて申込みをした者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもつて申込みをした他の者のうち、最低の価格をもつて申込みをした者を落札者とすることができる。

- 2 契約責任者は、前項の規定により落札者を決定しようとするときは、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもつて申込みをした者を落札者としないこととするか否かを決定するための調査をすることとし、あらかじめ調査を開始する場合の基準となる価格（以下「低入札価格調査基準価格」という。）を設けるものとする。
- 3 契約責任者は、低入札価格調査基準価格を設けたときは、第7条第1項に規定する予定価格調書にこれを記載し、又は記録しなければならない。

（総合評価制度による落札者の決定）

第10条 契約責任者は、一般競争入札により法人の支出の原因となる契約を締結しようとする場合において、当該契約がその性質又は目的から会計規程第41条第3項本文又は前2条の規定により難いものであるときは、これらの規定にかかわらず、予定価格の制限の範囲内の価格をもつて申込みをした者のうち、価格その他の条件が法人にとって最も有利なものを持って申込みをした者を落札者とすることができます。

- 2 契約責任者は、前項の規定により工事又は製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合において、落札者となるべき者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないと認めるとき、又はその者と契約を

締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるて著しく不適当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、価格その他の条件が法人にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とすることができる。

- 3 契約責任者は、前2項の規定により落札者を決定する一般競争入札（以下「総合評価一般競争入札」という。）を行おうとするときは、あらかじめ、当該総合評価一般競争入札に係る申込みのうち価格その他の条件が法人にとって最も有利なものを決定するための基準（以下「落札者決定基準」という。）を定めなければならない。
- 4 契約責任者は、総合評価一般競争入札を行おうとする場合において、当該契約について第4条第1項の規定により公告をするときは、同条第2項の規定により明らかにしておかなければならぬ事項のほか、総合評価一般競争入札の方法による旨及び当該総合評価一般競争入札に係る落札者決定基準についても、公告をしなければならない。

（入札書等の提出）

第11条 契約責任者は、一般競争入札に付する場合においては、入札者から入札書及び入札保証金の領収書を指定の日時までに指定の場所に提出させなければならない。

（一般競争入札の開札及び再度入札）

第12条 一般競争入札の開札は、第4条第1項の規定により公告した入札執行の場所において、執行する。この場合において、入札者を立ち会わせることができる。ただし、入札者が立ち会わないときは、当該入札事務に關係のない職員を立ち会わせなければならない。

- 2 入札者は、その提出した入札書（当該入札書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）の書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- 3 契約責任者は、第1項の規定により開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないとき（第8条の規定により最低制限価格を設けた場合にあっては、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格の入札がないとき）は、直ちに、再度の入札をすることができる。

（入札の無効）

第13条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- 一 入札者の押印のない入札書によるもの
 - 二 記載事項を訂正した場合においては、その箇所に押印のない入札書によるもの
 - 三 押印された印影が明らかでない入札書によるもの
 - 四 入札に参加する資格のない者がしたもの
 - 五 記載すべき事項の記入のない入札書又は記入した事項が明らかでない入札書によるもの
 - 六 入札保証金を納付しない者又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がしたもの
 - 七 代理人で委任状を提出しない者がしたもの
 - 八 他人の代理を兼ねた者がしたもの
 - 九 2以上の入札書を提出した者がしたもの又は2以上の者の代理をした者がしたもの
- （同額入札の場合の決定方法）

第14条 契約責任者は、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を定めなければならない。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に關係のない職員に

くじを引かせるものとする。

(指名競争入札)

第15条 会計規程第41条第2項の規定により指名競争入札によることができる場合は、次の各号に掲げる場合とする。

- 一 工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約でその性質又は目的が一般競争入札に適しないものをするとき。
- 二 その性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少數である契約をするとき。
- 三 一般競争入札に付することが不利と認められるとき。
- 四 効率的、効果的な業務運営に資するものとして契約責任者が認め、理事長が承認したとき。

(指名競争入札の参加者の指名等)

第16条 契約責任者は、指名競争入札により契約を締結しようとするときは、当該入札に参加することができる資格を有する者のうちから、原則として5人以上を指名しなければならない。

- 2 前項の場合においては、契約責任者は、第4条第2項第1号及び第3号から第7号までに掲げる事項について指名する者に通知しなければならない。
- 3 契約責任者は、第18条において準用する第10条の規定により落札者を決定する指名競争入札（以下「総合評価指名競争入札」という。）を行おうとする場合において、当該契約について第2項の規定により通知をするときは、同項の規定により通知をしなければならない事項のほか、総合評価指名競争入札の方法による旨及び当該総合評価指名競争入札に係る落札者決定基準についても、通知をしなければならない。

(指名競争入札の入札保証金)

第17条 指名競争入札に係る入札保証金の率は、入札に参加しようとする者の見積もる金額の100分の1以上とする。

(一般競争入札に関する規定の準用)

第18条 第3条及び第5条から第14条までの規定は、指名競争入札について準用する。

(随意契約によることができる場合)

第19条 会計規程第41条第2項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあっては、予定賃貸借料の年額又は総額）が次に掲げる額の範囲内であるとき。

ア	工事又は製造の請負（建物等の修繕を含む。）	250万円
イ	財産の買入れ	160万円
ウ	物件の借入れ	80万円
エ	財産の売払い	50万円
オ	物件の貸付け	30万円
カ	アからオに掲げるもの以外のもの	100万円
- 二 不動産の買入れ又は借入れ、法人が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。
- 三 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123

号) 第5条第11項に規定する障害者支援施設(以下この号において「障害者支援施設」という。)、同条第27項に規定する地域活動支援センター(以下この号において「地域活動支援センター」という。)、同条第1項に規定する障害福祉サービス事業(同条第7項に規定する生活介護、同条第13項に規定する就労移行支援又は同条第14項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。以下この号において「障害福祉サービス事業」という。)を行う施設若しくは小規模作業所(障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条第1号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。以下この号において同じ。)若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者若しくは生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)第16条第3項に規定する認定生活困窮者就労訓練事業(以下この号において「認定生活困窮者就労訓練事業」という。)を行う施設でその施設に使用される者が主として同法第3条第1項に規定する生活困窮者(以下この号において「生活困窮者」という。)であるもの(当該施設において製作された物品を買い入れることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。)(以下この号において「障害者支援施設等」という。)において製作された物品を当該障害者支援施設等から買い入れる契約、障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、小規模作業所、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)第37条第1項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第2項に規定するシルバー人材センター若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から役務の提供を受ける契約、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第6項に規定する母子・父子福祉団体若しくはこれに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者(以下この号において「母子・父子福祉団体等」という。)が行う事業でその事業に使用される者が主として同項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの及び同条第四項に規定する寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子・父子福祉団体等から受ける契約又は認定生活困窮者就労訓練事業を行う施設(当該施設から役務の提供を受けることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。)が行う事業でその事業に使用される者が主として生活困窮者であるものに係る役務の提供を当該施設から受ける契約をするとき。

四 新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を当該認定を受けた者から買い入れ若しくは借り入れる契約又は新役務の提供により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から新役務の提供を受ける契約をするとき。

五 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。

六 競争入札に付することが不利と認められるとき。

七 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

八 競争入札に付して入札者がないとき、又は再度入札に付して落札者がないとき。

九 落札者が契約を締結しないとき。

十 効率的、効果的な業務運営に資するものとして特に理事長が承認したとき。

2 前項第8号の規定により随意契約による場合は、契約保証金及び履行期限を除くほか、最

最初競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない。

- 3 第1項第9号の規定により随意契約による場合は、落札金額の制限内でこれを行うものとし、かつ、履行期限を除くほか、最初競争入札に付するときに定めた条件を変更することができない。
- 4 前2項の場合においては、予定価格又は落札金額を分割して計算することができるときに限り、当該価格又は金額の制限内で数人に分割して契約を締結することができる。

(見積書の徴取)

第20条 随意契約を行う場合においては、次の各号に掲げる場合を除き、原則として2人以上の相手方から見積書を徴さなければならない。

- 一 1件の予定価格が10万円(工事又は修繕については50万円)未満の契約をするとき。
 - 二 他に求め難い特殊な物件を購入するとき。
 - 三 特殊な修繕をするとき。
 - 四 契約の内容の特殊性により、契約の相手方が特定されるとき。
 - 五 再度の入札に付し落札者がないとき。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合は、見積書の徴取を省略することができる。
 - 一 国又は地方公共団体その他公共的団体と契約をするとき。
 - 二 法令により価格の定めのあるとき。
 - 三 新聞その他定期刊行物及び例規集等の追録を購入するとき。
 - 四 1件の予定価格が10万円未満の契約をするとき。
 - 五 災害その他の特別な事由により緊急に必要な物品の購入その他の契約をするとき。
 - 六 単価契約を締結したものに係る物品の購入等をするとき。
 - 七 その他理事長が見積書を徴することが適当でないと認めた契約をするとき。
 - 3 随意契約を行う場合においては、第1項第3号に該当する場合又は次に掲げる場合を除き、予定価格調書を作成しなければならない。
 - 一 前項各号のいずれかに該当する契約をするとき。
 - 二 図書の購入をするとき。
 - 三 1件の予定価格が50万円未満の契約をするとき。
 - 四 その他別に定める契約をするとき。
 - 4 第7条第2項から第4項の規定は、前項の規定により予定価格を定める場合について準用する。

(一般競争入札に関する規定の準用)

第21条 第3条第3項の規定は、随意契約について準用する。

(単価契約の伺い)

第22条 単価契約を締結しようとするときは、伺書を作成し、当該執行予定額により、会計実施規程別表第4に定める区分に従い、合議をし、及び決裁を受けなければならない。ただし、電気、都市ガス及び水の供給並びに電気通信役務の提供を受ける契約については、この限りでない。

- 2 前項の伺書には、次に掲げる事項を記載し、契約書案その他必要と認められる参考資料を添付しなければならない。
 - 一 所属年度
 - 二 予算科目

- 三 執行予定額
- 四 契約目的
- 五 契約の締結の方法及びその方法による理由
- 六 納付の内容及び期間並びに単価
- 七 その他必要な事項
(複数年契約)

第23条 会計規程第42条第2項に基づき、複数年契約を締結しようとするときは、伺書を作成し、会計実施規程別表第4に定める区分に従い、合議をし、及び決裁を受けなければならない。

2 前項の伺書には、次に掲げる事項を記載し、契約書案その他必要と認められる参考資料を添付しなければならない。

- 一 所属年度
- 二 予算科目
- 三 契約金額
- 四 契約目的
- 五 契約の締結の方法及びその方法による理由
- 六 納付の内容及び期間
- 七 その他必要な事項

3 複数年契約をすることができる契約の範囲及び契約期間は、次のとおりとする。

- 一 機械装置、物品等を借り入れる契約 原則5年以内
- 二 機械装置、物品等の借入に伴う契約 当該契約の借入期間の範囲内
- 三 機械警備業務委託契約 原則5年以内
- 四 その他の契約 原則3年以内
- 五 効率的、効果的な業務運営に資するものとして契約責任者が認めた契約 原則5年以内
(契約書の作成)

第24条 契約書に記載する事項は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りでない。

- 一 契約当事者
- 二 契約の目的
- 三 契約金額
- 四 契約の履行の方法、期限又は期間及び場所
- 五 契約保証金
- 六 契約金の支払方法
- 七 前払をしようとするときは、その旨及び前払の率又は金額
- 八 部分払をしようとするときは、その旨並びに部分払の方法及び条件
- 九 契約違反の場合における損害の賠償、違約金の納付その他の措置
- 十 危険負担の特約及び保証期間を必要とするときは、その内容
- 十一 権利義務の譲渡等の禁止
- 十二 天災その他やむを得ない理由による履行の延長
- 十三 契約の解除等
- 十四 契約の履行の届出
- 十五 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(契約書の省略)

第25条 会計規程第46条第1項ただし書きに規定する契約書の作成を省略することができる場合は、次のとおりとする。この場合において、第一号に該当する場合であって契約金額（単価契約にあっては執行予定金額）が50万円以上の契約をするときは、前条に掲げる事項に準ずる事項を記載した請書その他これに準ずる書類を相手方から徴さなければならぬ。

- 一 契約金額が100万円未満の契約をするとき。ただし、次のいずれかに該当するものは除く。
 - イ 固定資産のうち不動産又は無形固定資産の売買、貸借等の契約
 - ロ 土地又は家屋の買収によりその移転を必要とすることとなった家屋又は物件の移転補償及び営業補償その他の補償に係る契約
 - ハ 業務の委託契約
 - ニ 第23条に規定する複数年契約
- 二 物品売払いの場合において、買受人が直ちに代金を納付してその物品を引き取るとき。
- 三 官公署と契約をするとき。
- 四 郵便切手、郵便葉書、収入印紙、収入証紙その他これらに類する物品の購入をするとき。
- 五 第20条第2項第5号に規定する物品の購入等をするとき。
- 六 電気又は都市ガスの供給を受けるとき。
- 七 電気通信役務の提供を受ける契約をするとき。
- 八 郵便に関する料金の後納に係る契約をするとき。
- 九 日本放送協会と放送の受信契約をするとき。
- 十 単価契約を締結したものに係る物品の購入等をするとき。

(契約保証金)

第26条 会計規程第44条第1項に規定する契約保証金の率は、次のとおりとする。

- 一 一般競争入札による契約については、契約金額の100分の10以上
- 二 指名競争入札による契約又は随意契約については、契約金額の100分の1以上
- 2 次に掲げる場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。
 - 一 契約の相手方が保険会社との間に法人を被保険者とする履行保険契約を締結したとき。
 - 二 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の3第2号の規定に基づき財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
 - 三 第3条に規定する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が種類及び規模をほぼ同じくする契約を、当該年度を含め過去5年度以内に2回以上全て誠実に履行したものについて、その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
 - 四 法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保が提供されたとき。
 - 五 不動産又は物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。
 - 六 随意契約を締結する場合において、契約金額が100万円未満であるとき、又は契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

(入札保証金に関する規定の準用)

第27条 第5条第2項の規定は、契約保証金に代える担保及び担保価値について準用する。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第28条 契約責任者は、契約を締結する場合においては、当該契約に、その承認を得なければ

ば当該契約に係る権利又は義務を他人に譲渡し、若しくは担保に供し、又は引き受けさせないよう定めておかなければならぬ。

(履行の延長)

第29条 契約責任者は、天災その他やむを得ない理由により契約の履行が期限までに完了しないと認められる場合で、かつ、契約の相手方から履行の延長の申出があったときは、これを認めることができる。

(協議による契約の解除等)

第30条 契約責任者は、必要があるときは、契約の相手方と協議の上、契約の全部若しくは一部を解除し、内容を変更し、又は履行を中止することができる。

(契約の履行の届出)

第31条 契約責任者は、工事、製造、物件の納入その他の契約を締結した相手方が当該契約を履行したときは、その旨を速やかに書面で届出させなければならない。ただし、契約責任者がその性質上書面による届出を要しないと認めるものにあっては、この限りでない。

(履行遅滞による違約金)

第32条 契約責任者は、契約の履行遅滞があったときは、違約金を徴収する旨を定めておかなければならぬ。

2 前項に規定する違約金の額は、遅延日数に応じ、契約金額又は契約金額から既納部分若しくは既済部分に相当する額を控除した額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額とする。ただし、違約金の総額が100円に満たないときは、その額を徴収しない。

(契約の解除)

第33条 契約責任者は、契約を締結する場合においては、当該契約に、その相手方が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該契約を解除することができるよう定めておかなければならぬ。

- 一 契約の締結及び履行に関し不正の行為があったとき。
- 二 履行期限までに履行の完了の見込みがないとき。

(解除の場合の既納部分の権利の所属等)

第34条 契約を解除した場合において、物件の購入契約に係る既納部分又は工事若しくは製造その他についての請負契約に係る既済部分で会計規程第48条第1項に規定する検査に合格したものがあるときは、契約の相手方と協議の上、これを法人の所有とし、これに相当する代価を支払うものとする。

2 前項の場合において、前払に係る契約については、同項の代価と前払金額との差額を支払い、又は返納させるものとする。

(監督員等の指定)

第35条 監督又は検査を行う職員及びこれを補助する職員は、当該監督又は検査に係る支出契約決議についての決裁権者が、所属の職員のうちから指定するものとする。ただし、必要があるときは、当該所属の職員以外の職員を監督又は検査を行う職員及びこれを補助する職員として、指定することができる。

2 前項の決裁権者は、必要があるときは、職員以外の者に同項の監督又は検査を委託することができる。

(監督)

第36条 会計規程第48条第1項の規定による監督は、立会い、指示その他の方法によって

行なわなければならない。

(検査)

第37条 会計規程第48条第1項の規定による検査について、第35条の規定により指定を受けた職員（以下「検査職員」という。）は、請負契約についての給付の完了の確認につき、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類（当該関係書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）に基づき、かつ、必要に応じ当該契約に係る監督職員の立会いを求め、当該給付の内容について検査を行わなければならない。

- 2 検査職員は請負契約以外の契約についての給付の完了の確認につき、契約書その他の関係書類に基づき、当該給付の内容及び数量について検査を行わなければならない。
- 3 検査職員は、必要があるときは、契約の相手方を立会いさせて、破壊若しくは分解又は試験して検査を行うことができるものとする。
- 4 前3項の検査は、相手方から給付を終了した旨の通知を受けた日から10日（工事については14日）以内に行わなければならない。
- 5 検査職員は、検査の結果、契約の履行が適正でないと認めるときは、当該契約の相手方に対し、必要な措置をとるべきことを請求しなければならない。

(検査調書の作成)

第38条 検査職員は、会計規程第48条第1項の規定に基づき検査をしたときは、直ちに検査調書を作成しなければならない。ただし、第25条の規定により契約書の作成を省略した契約その他別に定める契約に係る検査については、前条の規定にかかわらず、検査調書の作成を省略することができる。

- 2 前項の規定により検査調書の作成を省略した場合においては、当該契約に係る請求書等に「検査済」の表示をしなければならない。ただし、次の各号に掲げる契約については、この限りでない。
 - 一 電気、水又は都市ガス又は液化石油ガスの供給契約
 - 二 電気通信役務の提供契約
 - 三 日本放送協会との放送の受信契約
- 3 前項の規定は、会計規程第48条第3項の規定に基づき検査をした法人の職員以外の者について準用する。

(その他)

第39条 この規程に定めるもののほか、契約事務に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。